

● 政策目標5－2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進

### 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界経済の持続的な成長に資するためWTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け、引き続き積極的に取り組むとともに、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（注）交渉も引き続き積極的に推進していきます。

WCO（世界税関機構）等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化や税関行政に関する規則の統一等が図られることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者の利便性の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

主要な国際貿易国である我が国としても、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、リーダーシップを發揮しつつ税関分野における手続等の国際的調和の推進に重点的に取り組みます。

（注）EPA（経済連携協定）：FTA（自由貿易協定）の要素（モノ・サービス貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定のことを行う。

### 2. 内閣の基本的な方針との関連

第170回国会 総理大臣所信表明演説

第171回国会 総理大臣施政方針演説

経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

新経済成長戦略フォローアップと改訂（平成20年9月19日閣議決定）

平成21年度予算編成の基本方針（平成20年12月3日閣議決定）

経済財政の中長期方針と10年展望（平成21年1月19日閣議決定）

平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成21年1月19日閣議決定）

知的財産推進計画2008（平成20年6月18日知的財産戦略本部決定）

経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定、平成20年6月27日改定）

### 3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

#### 4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

##### ④ 業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

###### WTOにおける取組

WTOドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化や不当廉売関税(ダンピング防止税)等の貿易規則の明確化・拡充も対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。

本交渉では、平成19年7月に、主要交渉分野である農業・NAMA(非農産品市場アクセス)において両交渉議長による議長テキストが提示されました。そして、平成20年2月、5月、7月の3回の改訂を経た議長テキストに基づいて、同年7月にジュネーブにおいて、関税引下げ等の方式(モダリティ)の合意を目指すべく、閣僚会合が開催されましたが、合意には至りませんでした。その後、同年11月には、国際的な金融危機を受けて開催された金融・世界経済に関する首脳会合において、保護主義を拒否とともにモダリティの年内合意に向けて努力することが合意されたこと等を受け、同年12月に第4次改訂議長テキストが提示されました。しかし、同年中の閣僚会合の開催には至らず、現在、同テキストに基づいて引き続き精力的な交渉が行われています。

財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の关心や懸念にも配慮しつつ、同交渉の早期妥結に向け、積極的に取り組んでいきます。また、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

###### EPAにおける取組

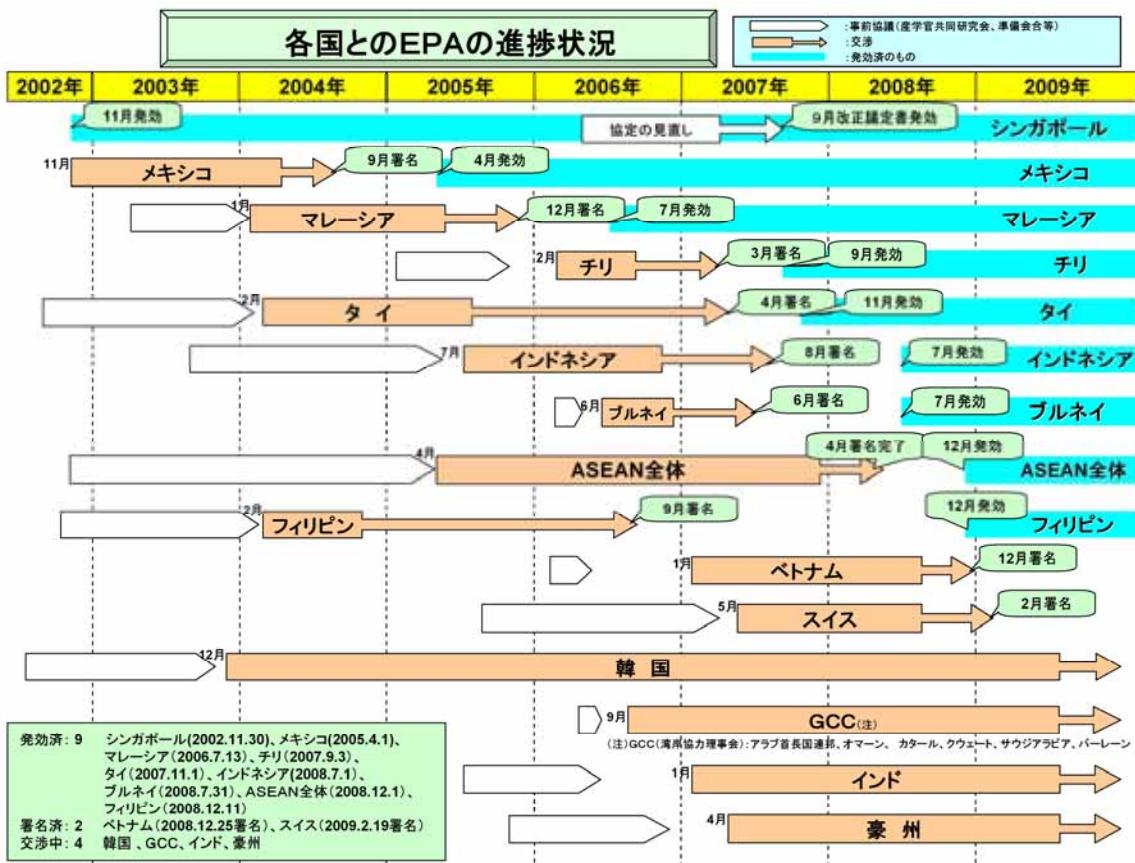
WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA交渉を積極的に進めてきています。「経済財政改革の基本方針2008」においては、EPA締結国・地域との貿易額の全体に占める割合を2010年に25%以上とすることを目指し、別表として掲げられたEPA工程表を2010年に向けて推進するとされています。

平成20年度には、新たにインドネシア(平成20年7月)、ブルネイ(同年7月)、ASEAN(東南アジア諸国連合)全体(同年12月)及びフィリピン(同年12月)との間のEPAが発効しました。財務省はEPA発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に引き続き努めています。更に、平成20年12月にはベトナム、平成21年2月にはイスラエルとの間でそれぞれ署名を行っており、現在はGCC(湾岸協力理事会)、インド及び豪州等との間で交渉中です。財務省は引き続き、関税政策等を所管する立場から、関係省庁との連携を密にした上で、交渉を推進していきます。

また、EPA工程表において、米国・EUとのEPAについては、将来の課題として検討していくとされており、日中韓にASEANを加えた「ASEAN+3」構想や、更にインド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」構想、アジア太平洋地域の自由貿易圏(FTAAP)構想の広域経済連携については、WTO体制を含め世界経済・貿易に与える影響、関係各国の考え方等を踏まえ、これら各国と協議しつつ、

積極的な参加及び貢献を行っていくとされています。財務省は今後とも、こうした議論に積極的に参加していきます。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (平成21年3月現在)



### 業績目標5-2-2：税関分野における手続等の国際的調和の推進

#### WCO等国際機関等における取組

WCOにおいては、「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択）や「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）」（平成18年2月発効）等の実施に積極的に取り組みつつ、各国に対しても着実な実施を奨励していくことを基本とし、以下の分野における国際的調和を推進します。

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者（輸出入業者等）を認定し、通関手続きの簡素化等の便益を与えるAEO（認定事業者）制度については、WCOで策定された「AEOガイドライン（平成18年6月採択、平成19年6月に「基準の枠組み」に一体化）」を踏まえ、積極的に拡充してきたところですが、引き続き国際物流におけるセキュリティ対策の強化と物流の円滑化の両立に努めています。また、AEO制度を導入した各国当局間において相互に承認し、二国間の安全かつ円滑な物流を目指すAEO制度の相互承認に向けた取組も進めており、米国やEU等との協議等を進めます。

---

知的財産侵害物品の水際取締りの強化についても、積極的に取り組んでいきます。また、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指し、関係省庁と協力して、諸外国との交渉に取り組みます。

また、WTOドーハ・ラウンドにおいては、貿易手続の透明性等の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉において、他の加盟国とともに具体的な提案を行う等、交渉の進展に積極的に貢献していきます。

更に、WTO協定に基づく非特恵原産地規則の国際的な調和（統一）作業においても各国における非特恵原産地規則の透明性・予見可能性の向上に向け、積極的な貢献を行うとともに、規則が我が国の慣行に照らし十分合理性を有するものとなるよう努めています。

#### APEC、ASEM等の地域協力の枠組みにおける取組

APEC、ASEM等の地域協力の枠組みでも、主に税関手続関連事項を扱う小委員会・部会等で、税関手続の国際的調和・簡素化に向けた作業が行われています。

なお、我が国は平成22年にAPECの会議を主催することが決定しています。同年はAPECの目標である「自由で開かれた貿易と投資」（ボゴール目標）の達成期限であり、我が国が中心となり、その検証及びそれ以降の新たな目標の策定をすることとなります。財務省は、APECの主要な参加者として、外務省、経済産業省とともにその中心的役割を担っていきます。更に税関手続小委員会においては、我が国税関が議長を務め、APEC域内の税関協力を通じた貿易円滑化に主導的な立場で臨みます。

我が国は、同小委員会において、域内の関税率品目表の統一的かつ着実な実施を目的とした「HS条約（「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」）の採用」や「通関所要時間調査」等の16項目からなる共同行動計画を設定し、域内各メンバーが協力してその実施に向けた活動を行っています。また、APEC域内におけるシングル・ウインドウ発展を目指すシングル・ウインドウ・イニシアティブにも積極的に貢献しています。

また、我が国が中心となって取りまとめた「平成22年までにAPEC域内貿易取引コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画」は、平成19年7月に承認されました。引き続きメンバーにその実施を奨励することにより、APEC域内の貿易円滑化に着実に取り組んでいきます。

ASEMでは、平成19年11月に我が国が議長として、横浜においてASEM関税局長・長官会合を主催し、安全かつ円滑な貿易、知的財産保護、新たな脅威や不正手法に対抗するための効率的な社会保護、環境問題、協力及び人材育成等の課題に対応するための諸方策を「横浜宣言」として取りまとめました。また、我が国主導で策定、同会合で承認された「2008年までの貿易円滑化のための行動計画」の各国の達成状況を踏まえ、次期行動計画への策定作業を主導するなど、ASEM域内の税関が共通して直面する課題への対応に引き続き主導的な立場で貢献していきます。

### EPAにおける税関協力等に関する取組

EPAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等が含まれており、これまで署名もしくは発効に至っているEPAには、こうした税関分野に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関分野における手続等の国際的調和を推進するため、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

### 税関当局間の情報交換等に関する取組

EPA等を通じて貿易円滑化に取り組んでいますが、その一方では、国際物流の増大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が跡を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化への取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定）を締結しています。米国、豪州、ニュージーランド、韓国、カナダ、中国、香港及びECに加え、平成20年度においては、新たにマカオ（平成20年9月）と締結、オランダ（平成21年3月）と署名しました。今後は、現在協議中のロシアに加え欧州主要国との締結に向け努力していきます。

更に、これまで署名もしくは発効に至っているEPAのうち、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム及びスイスとのEPAには、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれており、今後のEPA交渉においても、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

当該目標に対応する業績指標として、「税関相互支援協定等の締結数」を設定し、税関当局間の協力関係を強化しているかを測定します。

(新) ◎業績指標 5-2-1：税関相互支援協定等の締結数 (単位：国・地域)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度目標値
締結数	7	9	14	18	向上

(出所)関税局参事官室(国際調査担当)調

(注1)各年度末における累計。

(注2)締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているEPA(署名済(未発効)のものを含む)を計上。

### 5. 参考指標（5指標）

- 関係国際会議における活動状況
- 世界全体の貿易額【再（総5）】
- 輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移【再（総5）】
- 関税負担率の推移とその国際比較【再（総5）】
- 地域貿易協定の年次別推移【再（総5）】